



Title	人間の尊厳と世界市民的体制：ハーバーマスとともにハーバーマスに反対して考えるひとつの試み
Author(s)	崎山, 英俊
Citation	待兼山論叢. 哲学篇. 2026, 59, p. 17-34
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/104625
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

人間の尊厳と世界市民的体制

——ハーバーマスとともにハーバーマスに反対して考えるひとつの試み——

崎 山 英 俊

キーワード：人間の尊厳／地位依存的概念／世界市民的体制／

人権のイデオロギー的機能

はじめに

ユルゲン・ハーバーマスが2011年に発表した著作『ヨーロッパ憲法論』には、「付録」の部分を除けば、2つの論文が収録されている。ひとつは、著作のメインとなる論文¹⁾であり、そこではEUが当時直面していた危機が分析されるとともに、ヨーロッパ憲法の制定に向けての哲学的な提言がなされている。それに対して、メインの論文の前に置かれたもうひとつのより短い論文²⁾で扱われるのは、人間の尊厳の概念である。一見すると、同一の著作に収められたこれら2つの論文がまったく別の事柄を論じるものであるか

-
- 1) Habermas, Jürgen, »Die Krise der Europäischen Union im Lichte einer Konstitutionalisierung des Völkerrechts«, in: ders., *Zur Verfassung Europas*, Suhrkamp, 2011, S. 39-96 (=ZVE). この論文については、舟場保之『未完のプロジェクトとコミュニケーション』晃洋書房、2023年、138 - 151頁を参照。
 - 2) Habermas, »Das Konzept der Menschenwürde und die realistische Utopie der Menschenrechte«, in: ZVE, S. 13-38. この論文については、以下の論文で詳細かつ批判的に論じられている。中村健吾「人間の尊厳と人権—— J. ハーバーマスのエッセイを手がかりにして——」『経済学雑誌』116巻3号、大阪市立大学経済学会、2015年、67 - 96頁。また、崔昌幸「ハーバーマスにおける人権論はいかに変容したか——人間の尊厳の概念の受容を通して——」『ソシオロジ』69巻3号、社会学研究会、2025年、3 - 21頁も参照。

のような印象を与えることは否めないだろうし、ことによると2つの論文は相互に独立したものとして読むことさえ可能であるかもしれない。しかし、「国際法の立憲化 (Konstitutionalisierung des Völkerrechts)」というキーワードに着目するならば、2つの論文を一定の連続性をもったものとして読むこともまた可能である。まず、前者の論文でEUの立憲化がそもそも主題化されているのは、その先に「国際法の立憲化」(ZVE, 39)が見据えられているからであり、個別国家の次元を超えて妥当する憲法の制定に向けた試みとしてのEUが、「コスモポリタンの法的状態」(Ebd.)を実現するためのモデルとなりうると考えられているからである。また、後者の論文では、一切の国境を越えた妥当性をもつ普遍的人権とこれまで国民国家の内部でしか実現されていない局地的市民権との間の矛盾が「理性的な解決」(ZVE, 31)を見出しうるのは、民主的な憲法をもつ世界社会においてのみであると論じられ、ここでもやはり「〈コスモポリタンの法的状態〉」(ZVE, 32, Anm.)という言葉が用いられている。このように、『ヨーロッパ憲法論』に収録された2つの論文の背景には「国際法の立憲化」という共通する問題意識を見取することができる。換言すれば、これら2つの論文はともに、世界社会が政治的に立憲化され、世界市民的体制が実現されるための条件を示すものとして理解することができるのである。

ところで、すでに述べたように、2つの論文のうち、メインの論文ではEUが論じられ、より短い論文では人間の尊厳が論じられるのであった。EUが世界市民的体制のモデルとされる点に関しては、それが妥当性をもつかは別として、そのことが少なくとも世界市民的体制を構想するうえで有力な手がかりを与えるものであることに異論はないだろう。仮にEUをモデルとすることに何らかの問題があることが判明したとしても、その問題を克服するような仕方でも世界市民的体制の構想を練り直すことで、より説得力のある構想を提示できるようになるだけのことだろうからである。では、人間の尊厳の場合はどうか。人間の尊厳を参照することは、世界市民的体制の構想に一定の手がかりを与えることができるのか。この問いに答えるために、以下で

はまず、予備的考察として、尊厳概念のもつ3つのパラダイムを簡潔に確認する(第1節)。次に、これを踏まえてハーバーマスの尊厳論を考察し、ハーバーマスが主張する尊厳概念がどのパラダイムに属しているのか(あるいは属していないのか)を明らかにする(第2節)。最後に、ハーバーマスの世界市民的体制論を検討し、そこに見出されるひとつの問題が人間の尊厳の普遍的妥当性を前提することによるものであることを示す(第3節)。つまり、人間の尊厳を参照することは、世界市民的体制を構想するうえで、ある一定の好ましくない帰結をもたらしかねないということになる。

1. 尊厳概念のもつ3つのパラダイム

オリヴァー・ゼンセンによれば、歴史的に用いられてきた「尊厳」という概念の用法は3つのパラダイムに区別することができる。その3つとは、古代のパラダイム、伝統的パラダイム、現代のパラダイムである³⁾。以下では、ゼンセンによる尊厳概念の分類を整理したアンドレアス・ニーダーベルガーの論考⁴⁾に依拠するかたちで、それぞれのパラダイムの特徴を順に見ていくことにする(Vgl. KM, 83ff.)。

まず、ニーダーベルガーによれば、ゼンセンが古代¹⁾的(archaisch)パラダイムあるいは貴族的パラダイムと呼んでいるのは、古代ローマに起源をもち、際立った政治的地位あるいは社会的地位と結びついている尊厳という表

3) Sensen, Oliver, "Kant's Conception of Human Dignity", in: *Kant-Studien*, Vol. 100, De Gruyter, 2009, pp. 309-331. Sensen, *Kant on Human Dignity*, De Gruyter, 2011.

4) Niederberger, Andreas, »Braucht die Kantische Rechtsphilosophie die Menschenwürde?«, in: Mosayebi, Reza (Hg.), *Kant und Menschenrechte*, De Gruyter, 2018, S. 81-99 (=KM). なお、ニーダーベルガーによれば、ゼンセンはパラダイムの個数に関して揺れており、純粋にパラダイムが3つの場合もあれば、伝統的パラダイムに古代のパラダイムが含まれるような場合もある(Vgl. KM, 83, Anm.)。本論でも、古代のパラダイムは伝統的パラダイムの原初的形態であると考え、両者を本質的には区別されないものとして扱う。

現の用法である。こうした尊厳の用法は、ドイツ語ではたとえば「官職の尊厳（Amtswürde）」という表現にその名残を留めているとされる。この場合、一定の官職に就く者（裁判官など）には、その官職という地位に応じた尊厳が付随することになる。

カントの尊厳概念を主題化するゼンセンおよびニーダーベルガーがより重要と考えているのはしかし、伝統的パラダイムおよび現代的パラダイムである。一方で、とりわけストア派からルネサンスにかけて成立していた[・]伝統的[・]パラダイムにおいて、尊厳は、ある能力をもつことによって他の存在者よりも上位に位置づけられる存在者に与えられるものである。ここでは、尊厳をもつことはある能力をもつことに相関的であるので、尊厳は「関係的」な特性であって、「本質的ないし絶対的」な特性ではない。また、ゼンセンによれば、何かに尊厳を認めるからといって、必ずしもこの尊厳が高い価値をもっているというわけでもない。ある存在者が何らかの能力をもち、これに付随して尊厳をもつとしても、その能力が実際に発揮されなければ、当該の存在者には同じ能力を発揮する存在者よりも相対的に低い価値しか賦与されないからである。それゆえ、伝統的パラダイムにおいて尊厳が価値をもつのは、尊厳それ自身によってではない。つまり、尊厳をもたらすに至る能力によってではなく、尊厳ないし能力に価値を認める他の規範（たとえば「この能力を伸ばし用いるべし」という規範）が考慮されることで、尊厳は価値をもつのである。

他方で、[・]現代的[・]パラダイムにおいては、尊厳の与えられる存在者は絶対的な価値をもつと申し立てられる。尊厳はこうした連関においては「非関係的」な特性、つまり何か別のものに依存することなく存在者に帰属するような内的特性であるとされる。そしてこのような理解に伴って、尊厳は程度問題ではありえず、あるかないかということにもなる。すでに述べたように、伝統的パラダイムにおける尊厳は能力と結びついており、この能力はそれをもつ存在者によって発揮されることではじめて価値をもつとされていた。したがって、伝統的パラダイムにおける尊厳は（自己の能力を発揮せよとい

う)「自己自身に対する義務」をまずは導くことになるが、現代的パラダイムにおける尊厳は、それをもつ存在者の絶対的価値あるいは内的価値を申し立てるものであるから、とりわけ「他の人に対する権利」を生み出すことになる。

このように、ニーダーベルガーの整理に従えば、ゼンセンによる2つの尊厳概念の区別は、〈非関係の(現代的)〉対〈関係の(伝統的)〉、〈価値の絶対化〉対〈価値の程度化ないし帰属化〉、〈権利〉対〈義務〉、〈他者関係〉対〈自己関係〉という4つの対立軸に沿ってなされている(Vgl. KM, 84)。もちろんニーダーベルガーは、こうした区別が非常に図式的なものであり、それぞれのパラダイムに位置づけられる書き手や立場について重要な側面を捉えそこなう可能性がある点を認めている。しかし、そうだとしても「相互に本質的に異なる2つの尊厳の規定は、はっきりと分けて描くことができる」(KM, 84f.)と言うニーダーベルガーは、2つの尊厳を次のように描き分けている。

一方で、尊厳を存在論的に傑出した地位と結びつけ、尊厳によって、とりわけ〈この地位にふさわしく生きよ〉といった義務をも考えようとする規定がある〔＝伝統的パラダイム〕。他方で、尊厳を人間の内的あるいは絶対的価値と理解し、この価値によってこうした存在者に、他の人間に対する譲渡不可能で比較考量不可能な要求や、あるいは権利さえも認める立場がある〔＝現代的パラダイム〕(KM, 85)。

こうした特徴づけを行ったうえで、ゼンセンおよびニーダーベルガーは、カントは少なくともその倫理学においては(一般的に考えられているのとは異なり)現代的パラダイムではなく、伝統的パラダイムを主張していると結論づけている。カントの考える尊厳は、それ自体が人間のもつ絶対的価値の表現であるということではなく、したがって他の人間に対する権利を根拠づけることもない。むしろ尊厳は、「自己自身および他の人に対する道徳的に正し

い行為の結果あるいはそうした行為の表現」(Ebd.)なのであり、道徳的に行為する能力が発揮されることではじめて、人間は尊厳を獲得するのである(逆に言えば、カントにおいてもこの能力が発揮されなければ、人間は自己の尊厳を失うことさえある(Vgl. Ebd.))。こうしたカント解釈が妥当性をもつかという問題は本論の関心外にあるためここでは留保することにして、尊厳概念の3つのパラダイムの特徴を明らかにしたところで、次にハーバーマスの尊厳論⁵⁾に進むことにしたい。3つのパラダイムのうち、ハーバーマスはどのパラダイムを主張しているのか。

2. 「地位依存的概念」としての人間の尊厳

この論文の冒頭においてハーバーマスは、2006年のドイツ連邦憲法裁判所による「航空安全法」違憲判決に言及している(Vgl. ZVE, 13f.)。航空安全法とは、2001年にアメリカ合衆国で発生した〈9/11〉のシナリオを念頭に置き、当時の連邦議会が制定した法律である。すなわち、民間航空機がハイジャックを受け爆弾と化した場合には、地上にいる不特定多数の人々が危険にさらされる事態を避けるため、この航空機を撃墜する権限を議会は軍隊に与えようとしたわけである。それに対して、憲法裁判所は「テロ攻撃の潜在的な犠牲者の生命を守るべき国家の義務〔……〕は、乗客の人間の尊厳を尊重する義務に譲らなければならない」(ZVE, 14)とし、人間の尊厳を尊重する立場から、国家機関による乗客の殺害を違憲とした。こうしてドイツの公共圏では「人間の尊厳の不可侵性」(ZVE, 13)が議論となったのであるが、当時の憲法裁判所の言葉⁶⁾を肯定的に引用するハーバーマス⁷⁾は明

5) 注2を参照。

6) 「航空機の乗客の生命に関して国家の側で一面的に決定することによって、人間が人間であるがゆえにもつ価値が〔……〕乗客から奪われることになる。」(BVerG, 1 BvR 357/05 vom 15. Februar 2006, Abs. 124.)

7) ハーバーマスはまた、この裁判所の言葉に「カントの定言命法の反響」(ZVE, 14)を聴き取ってさえている。

らかに、裁判所と同様、人間の尊厳の不可侵性を認める立場を取っていると考えることができるだろう。そして人間の尊厳の不可侵性を認めるということは、人間は絶対的な価値をもつと主張することにはかならないから、ハーバーマスは、前節で確認した3つのパラダイムのうち、現代的な尊厳理解を主張していることになるだろう。するとハーバーマスは、現代的な尊厳理解を主張する多くの人々と同様に、人間の尊厳を介した人権の根拠づけを行っていることが予想されるかもしれない。この場合、ニーダーベルガーも指摘するように（Vgl. KM, 92f.）、人間の尊厳を介した人権の根拠づけは、他の人のもつ絶対的価値を尊重し、これを侵害してしまわないために、自分がどのような義務をもつかを考える行為者のパースペクティヴからなされることになるだろう。

しかし、ハーバーマスの尊厳論に見出されるのは、このような道徳的パースペクティヴからの人権の根拠づけではない。ハーバーマスが主張するのはむしろ、「道徳的義務から法理的権利へのパースペクティヴの転換」（ZVE, 23f.）であり、より具体的には、「道徳的規則に従う場合と、自らの権利を行使する場合とでは、行為者はそれぞれ異なるパースペクティヴをとる」（ZVE, 24）ということである。前者の場合、すなわち道徳的規則に従う場合、行為者は自分が他の人に対してどのような義務を負っているかを自問する。これは言うまでもなく、現代的な尊厳理解における人権の根拠づけに見出されるパースペクティヴである。それに対して、後者の場合、すなわち自らの権利を行使する場合、行為者は自分のもつ義務を反省し、道徳的に行為することではじめて、権利を行使できるようになるというわけではもちろんない。むしろ行為者は権利を行使する場合に（たとえ暗黙の裡にであれ）他の人に対して「権利要求」（Ebd.）を掲げるのであり、換言すれば、道徳的に行為することで自らが権利の正当な担い手であることを自己承認するのではなく、あくまで「他の人の側で」（ZVE, 25）自己の権利を正当なものとして承認するように要求するのである。この場合、行為者の義務は、他の人が掲げる権利要求を相互主観的に認証することからあくまで間接的に生じるの

であり⁸⁾、行為者の道徳的な自己反省から直接生じるわけではない。したがって、人権を道徳的権利とみなす立場に対して「人権はもともと法理的本性をもつ」(EA, 222)⁹⁾ と考えるハーバーマスにおいては、自分が他の人に対してどのような義務をもつかを内省する道徳的行為者のパースペクティヴは、法理的権利としての人権を根拠づけるためのパースペクティヴではない。たしかにハーバーマスは、現代的理解における人間の尊厳、つまり人間の絶対的価値を主張している。しかしハーバーマスは、こうした絶対的価値によって（少なくとも直接的に）人権を根拠づけることはないのである¹⁰⁾。では、人権を根拠づけるものとしてでないとなれば、ハーバーマスにおいて人間の尊厳はどのようなものとして語られているのか。

ジェレミー・ウォルドロン¹¹⁾ を参照しながらハーバーマスが論じるところによれば、人間の尊厳の概念は「ヨーロッパ中世の身分制社会や初期近代の職能身分的社会において、そのつど一定の地位と結びつけられていた社会的尊厳という日常言語的観念」(ZVE, 23) が普遍化されることで成立したものである。さて、このように「地位」と結びついていたかつての尊厳概念は、ゼンセンおよびニーダーベルガーの分類に従えば、伝統的パラダイムのものとみなすことができるだろう。というのも、これらのヒエラルヒー的の秩序づけられた伝統的社会において、人々は自己の尊厳を、たとえば貴族の名誉規範、手工業ギルドの身分エートス、あるいは大学という共同体への帰

8) 「法的共同体において、第一者の義務は、第二者が自分に対して向けうる権利要求の結果としてはじめて生じる。」(ZVE, 24)

9) Habermas, *Die Einbeziehung des Anderen*, Suhrkamp, 1999 [1996] (=EA).

10) これと同様にニーダーベルガーは、カントは『法論』において現代的な尊厳概念によって人権を根拠づけているという解釈に対して、『『法論』でのパースペクティヴははじめから、他の人への要求や他の人を視野に入れて自己の行為の限界を考えるような個々の行為者のパースペクティヴではない』(KM, 93) と主張し、そうしたカント解釈を斥けている。

11) Waldron, Jeremy, "Dignity and Rank", in: *European Journal of Sociology*, Vol. 48, 2007, pp. 201-237.

属意識から得ていたのであるが (Vgl. ZVE, 26)、そのさい人々は、自身の社会的地位に相応しい仕方では振舞うことで、尊厳を完全な仕方では獲得していたからである。したがって、ハーバーマスはこうした伝統的な尊厳概念が普遍化されることで人間の尊厳の概念が成立したと考えていることになるが、ここで注目したいのは、それにもかかわらず (あるいはそれゆえにこそ) ハーバーマスが、人間の尊厳の概念には、伝統的な尊厳概念に含まれていた「地位」という含意が残っていると主張している点である。尊厳概念の伝統的パラダイムと現代的パラダイムは「相互に本質的に異なる」と論じるニーダーベルガーにおいて、2つのパラダイムの差異が強調されているとすれば、ハーバーマスにおいてはむしろ、2つのパラダイムの連続性が強調されているのである¹²⁾。もちろん、人間の尊厳に含まれる地位の含意は、伝統的な尊厳概念に見られるような、「身分的エートス」(Ebd.)と結びついた地位ではない。「人間の尊厳の概念は、各人に対して平等な尊重が払われるべきであるという道徳的内容を、国家市民 (Staatsbürger) という法的地位へと移し替える」(Ebd.)と言われていることから分かるように、各人に人間の尊厳をもたらす地位とは、ハーバーマスによれば、「国家市民」の地位である。国家市民の地位をもつことではじめて、各人は人間の尊厳が保障されるのである。このように人間の尊厳を「地位依存的概念」(ZVE, 30, Anm.)として理解するハーバーマスにおいて、各人に人間の尊厳を保障する国家市民の地位をもつことは、それではどのようにして可能となるのか。

ハーバーマスの答えは次の箇所に見出すことができる。

12) こうした論じ方は、ハーバーマスの別の著作にも見出すことができる。Vgl. Habermas, *Wahrheit und Rechtfertigung*, Suhrkamp, 2004 [1999] (=WR). ここでハーバーマスは、哲学史には「形而上学、認識論、言語哲学」(WR, 240)という3つのパラダイムがあるとし、これらパラダイム間の共約不可能性を唱えるリチャード・ローティに対して、「後続するパラダイムはむしろ、先行するパラダイムの価値を貶めることになった問題に対する解答である」と論じ、3つのパラダイムは「弁証法的連関をなしている」(WR, 242)と主張している。

ここで重要なのは、こうした〔国家市民の〕地位が自然に生まれることは決してなく、ただ立憲国家の枠組みにおいてのみ確立されうることである。〔……。〕近代的な法概念としての人間の尊厳は、市民たちが自ら作り上げた政治秩序において獲得する地位と結びついている。人権に基づく政治秩序の設立と維持を共同で達成する場合にのみ、市民たちは名宛人として、自らの人間の尊厳を保護する諸権利を享受するのである（ZVE, 26f.）。

市民たちは、一定の立憲国家に帰属することで、国家市民の地位を獲得するが、こうした立憲国家の枠組みそのものは、市民たちが国家市民の地位を行使し、民主的なプロセスに参加することを通じて、はじめて実現されることになる。国家市民の成立を説明するにあたって、「想像上の血縁」や「文化的アイデンティティ」（EA, 155）といった「自然」に訴えるのでない以上、こうした循環的な説明がなされざるをえず、国家市民となるのは誰かという問題に対しては、ハーバーマスが述べているように、「その時々歴史的偶然」（EA, 168）によるものと答えるほかないだろう。しかし、本論の文脈で着目したいのは、引用においてハーバーマスが、国家市民の地位をもつことを、人権に基づく政治秩序の成員であることと結びつけている点である。国家市民の地位をもつことは、人権をもつことにほかならず、人権をもつことによって、市民たちは自らの人間の尊厳が保護されることになるのである。もちろん、「人権は道徳と法の双方に対して同時に顔を向けるヤヌスの相貌を示す」（ZVE, 22）と言うハーバーマスにおいて、人間の尊厳を保護することは、人権のもつ「道徳的内容」（Ebd.）を表現するものにすぎない。人権は、一方ではたしかにこうした道徳的内容をもつが、他方でしかし、「実定的で可罰的な主観的権利という法的形式」（Ebd.）を備えており、それゆえ人権は「制度化を必要とし、すなわち構築されなければならない、そのために、共同で遂行される民主的な意志形成を必要とするという点で、道徳的権利から区別される」（ZVE, 22, Anm.）のである。

3. ハーバーマスの世界市民的体制論とその問題

このように、ハーバーマスは、尊厳論のこれまで見てきた箇所においては、人権が道徳的権利ではなく法理的権利である点を強調している。人権は、現代的な尊厳理解におけるのとは異なり、道徳的に行為する主体の自己反省に由来するのではなく、市民たちが民主的な意志形成に参加することを通じて形成した、民主的な法秩序にその基礎をもつのである。ところが、それ以降の箇所では、人権のもつ道徳的側面、すなわち人間の尊厳を保護するという道徳的内容に焦点が当てられることになる。それはとりわけ、人権と市民権の「矛盾」(ZVE, 32)が論じられる箇所において明らかである。

ハーバーマスによれば、人間の尊厳の保護という道徳的内容をもつ人権は、一切の国境を越えた普遍主義的な妥当要求を掲げるものであるが、実際にはこれまで人権は、もっぱら局地的な共同体においてしか、つまり国民国家の内部でしか、基本権としての実定的な効力を獲得していない (Vgl. ZVE, 31)。それゆえ、普遍的な妥当性をもつ人権と事実に妥当している市民権との間には、ある種の懸隔が存在しており、一定の国民国家に帰属する人々には、当該の国家の市民であるというだけで人権が妥当するのに、何らかの国民国家に帰属するわけではない人々 (たとえば難民) には、少なくとも法的な次元では、人権が妥当しないという状況が成立していることになる。人権と市民権の間に存在するこうした懸隔を「矛盾」として問題化するハーバーマスが、人権の道徳的－普遍主義的な内容を重視していることは明白であろう。もちろん、だからといってハーバーマスは、「人権はもともと法理的本性」を備えており、それゆえ人権は一定の法秩序の枠内で制度化される必要があるという主張を撤回するわけではない。「こうした〔人権と市民権の〕矛盾が理性的な解決を見出しうるのは、民主的に立憲化された世界社会〔……〕においてのみであろう」(ZVE, 31f.)と言われているように、矛盾を解決するためにハーバーマスが主張するのは、世界社会を民主的に

立憲化することであり、「〈コスモポリタンの法的状態〉」(ZVE, 32, Anm.)を実現することである。国民国家を超えたグローバルな次元で人権が法制化されることで、人権と市民権の矛盾は解決されることになるのである。

それゆえ、ハーバーマスにおいては、世界市民的体制が実現され、人々が国家市民として権利をもつと同時に世界市民としても権利をもつことによって、人権は普遍的に妥当することになり、人間の尊厳の保護という道徳的内容は満たされることになる。冒頭で言及したように、ハーバーマスは『ヨーロッパ憲法論』に収録されたメインの論文¹³⁾のなかで、EUをモデルとするかたちで、こうした世界市民的体制の構想を展開しているが、以下ではこれまで考察してきた尊厳論との関係に絞って、ハーバーマスの世界市民的体制論とその問題を検討することにしたい¹⁴⁾。

この論文においてハーバーマスは、世界市民的体制を実現するうえで必要不可欠となる国連の改革に言及し、国連の役割は「平和の保障と人権のグローバルな貫徹という中核的機能」(ZVE, 85)に制限されるべきであると論じている。その理由のひとつとして挙げられるのが、国連がこれらの中核的な仕事に集中すれば、国連の組織は現在のものに比べて縮小され、より効率的に機能することになるという点である (Vgl. ZVE, 88)。機能不全に陥っている国連の現状に対して、こうしたプラグマティックな解決策を提示することは、たしかに有意義であろう。しかし、尊厳論との関連でより重要なのは、国連の民主的正統性に関わるもうひとつのより原理的な理由である。

ハーバーマスによれば、EUのような公共体は、領土的に境界づけられており、共通の歴史的経験に刻印されているがゆえに、「市民たちの連帯」(ZVE, 89)に依拠することができる。公共体の内部で共通の歴史的経験を通

13) 注1を参照。

14) ハーバーマスの世界市民的体制論については、以下の論文を参照。速水淑子「J. ハーバーマスにおける世界社会の立憲化構想——人権・デモクラシー・連帯——」『ヨーロッパ研究』23巻、東京大学大学院総合文化研究科附属グローバル地域研究機構ドイツ・ヨーロッパ研究センター、2024年、43－58頁。

じて育まれてきた「共通の政治文化というコンテクスト」(Ebd.)を分かちもつことで市民たちは相互に連帯し、民主的な手続きに共同で参加することを通じて、公共体の法を民主的に正統化するわけである。それに対して、世界市民の結合としての国連には、このように公共体を民主的に正統化する市民たちの連帯の土台となると考えられる、共通の政治文化が欠けている。それゆえ、連帯がグローバルな規模で拡張されたとしても、それはいわば「空虚 (Leere)」(Ebd.)なものでしかなく、国連を民主的に正統化することは、少なくとも EU と同様の仕方では、不可能であることになる。こうして、国連は民主的正統性の不足という問題を抱えることになるが、国連の役割が平和の保障と人権の貫徹に制限されるべきであるとハーバーマスが主張するのは、より原理的な次元では、こうした問題に対処するためである。

法的性質をもちながら、原則的に道徳的性質をもつ素材に国連が制限されるなら、幸いなことにこの世界組織の正統化への要求は切り下げられることになる (ZVE, 92)。

ここで「法的本性をもちながら、原則的に道徳的本性をもつ素材」と呼ばれているのは、当然のことながら、平和の保障と人権の貫徹のことである。たしかに、ハーバーマスが注意を向けているように、これらの課題で問題となるのは「たんなる道徳ではなく、法と政治である」(ZVE, 91)。しかし、「国連が制限されるべき政治分野、すなわち暴力の禁止と人権においてはまさしく、根拠づけのために道徳的根拠で十分であるような特殊な種類の法的規範が適用されることになる」(Ebd.)と言うハーバーマスにとって、国連による平和の保障と人権の貫徹は、「法的形式をもつにもかかわらず」「もっぱら道徳的内容をもつ」(Ebd.)人権¹⁵⁾をグローバルな次元で適用するという

15) 興味深いことに、尊厳論においてはこれとまったく同じ言い回しが、しかしまったく逆の順番でなされている。「人権はもっぱら道徳的内容をもつにもかかわらず、実定的で可罰的な主観的権利[……]という法的形式をもつ。」(ZVE, 22)

仕方で行われることになる。すでに確認したように、人権のもつ「道徳的内容」とは、人間の尊厳を保護するという「普遍主義的道徳」(Ebd.)であるが、こうした普遍主義的道徳に根ざした人権を世界規模で法制化し、平和の保障と人権の貫徹を遂行することへの利害関心は、ハーバーマスによれば、「すぐれて〈普遍的〉な利害関心であり、あらゆる政治文化的な相違を越えて、世界中の人々が〈分かちもっている〉という意味で〈脱政治化〉されている」(Ebd.)。それゆえ、たとえ共通の政治文化がなくても、世界市民たちは平和の保障と人権の貫徹が遂行されることに共同で合意することができると考えられるので、これらの「法的性質をもちながら、原則的に道徳的性質をもつ素材」に国連が制限されるなら、国連の正統化に求められる水準は、共通の政治文化に基づく連帯を必要とする EU の場合と比較して、「切り下げられる」ことになるのである。

もちろん、こうしたハーバーマスの議論にはひとつの重要な問題を指摘することができる。それは、平和の保障と人権の貫徹への利害関心が「〈脱政治化〉され」たものとして理解されているという問題である。ハーバーマスによれば、ある利害関心が「政治的性格」(ZVE, 90)をもつのは、それが「抽象的でなくなり、一定の生活形式のコンテキストにおいて、他のさまざまな生活形式に備わった異なる利害関心と競合する場合」(Ebd.)である。つまり、一定の生活形式のコンテキストと結びついた利害関心が（少なくとも潜在的には）常に政治的性格を備えているのに対して、平和の保障と人権の貫徹への利害関心は、「あらゆる政治文化的な相違を越えて、世界中の人々が〈分かちもっている〉」ものであるのだから、政治的性格をもつことはない、とハーバーマスは考えているのである。たしかに、平和の保障と人権の貫徹への利害関心が、一定の生活形式のコンテキストを越えた普遍的妥当性を備えているという点に関しては、問題ないだろう。平和の保障や人権の貫徹といった事柄は、共同体に相対的な妥当性しかもたないような、善構想の問題であるというわけではないからである。しかし、ハーバーマスが次のように述べる時、すなわち

〔国連の役割が制限され〕正統化の必要が軽減されているこうした状況においては、世界市民たちに真に政治的な意味での集团的な意志形成を期待する必要はないだろう。世界議会の選挙は、事前に分かちもたれた道徳の原則や道徳的規範を超国家的に適用することへの、本質的に道徳的に根拠づけられた〈はい〉または〈いいえ〉を表明するものでさえあればよいだろう（ZVE, 92）（強調はハーバーマス）

と述べるとき、世界市民たちには「事前に分かちもたれた道徳の原則や道徳的規範を超国家的に適用すること」への意志表明の機会しか与えられておらず、これらの道徳の原則や道徳的規範の妥当性そのものを問い直すという、ここで用いられているのとは異なる意味ではあるが、しかしすぐれて「政治的」な営みの可能性が閉ざされていることにはならないだろうか。言うまでもなく、ハーバーマスがこうした意味での「政治」を度外視することができるのは、平和や人権といった規範が、世界中の人々に「事前に分かちもたれた」ものとして理解されているからであり、これらの規範が普遍的妥当性をもつことがすでに前提されているからである。しかし、そうだろうか。ハーバーマス自身が人権の「イデオロギー的機能」¹⁶⁾に関して論じているように、人権から排除されてきた人々が異議申し立てを行うことで、それまで妥当性をもつと考えられてきた人権が、実際にはイデオロギーとして機能していたことが「事後的に」明らかになる。これと同様のことは、平和に関しても言えるだろう。すなわち、平和から排除されてきた人々が異議申し立てを行うとき、平和という理念が、実はイデオロギーにすぎなかったことが暴露されるのである。しかし、もしこのように人権や平和といった規範がイデオロギーとしても機能しうるものであるならば、世界議会は、たんにこれらのすでに妥当している規範を適用するだけでなく、妥当している規範の妥当性

16) Habermas, »Der interkulturelle Diskurs über Menschenrechte«, in: Brunkhorst, Hauke, Köhler, Wolfgang R., Lutz-Bachmann, Matthias (Hg.), *Recht auf Menschenrechte*, Suhrkamp, 1999, S. 217.

そのものが問い直されうるような場として制度化される必要があることになるだろう。こうした場が開かれていることではじめて、世界市民たちが国連の政治に参加し、妥当している規範をより普遍的なものへと更新していくことが可能となるのである。

おわりに

最後に、ハーバーマスの尊厳論と世界市民的体制論の関係について、簡単に触れておきたい。本論の第2節から第3節にかけて明らかにしたように、ハーバーマスの尊厳論には、人権概念のもつ2つの側面のうち、法的形式を強調する箇所と人間の尊厳を保護するという道徳的内容を強調する箇所がともに見受けられるが、世界市民的体制論と直接関係するのは、後者の箇所で開催される、人権と市民権の矛盾に関する議論であった。少なくともこの論文において世界市民的体制は、人権と市民権の矛盾を解決し人権をグローバルな次元で法制化することで、人間の尊厳の保護を世界規模で実現する体制として構想されていることになる。ところが、ハーバーマスの世界市民的体制の構想では、人権や平和といった規範、そしてこれらの規範の道徳的内実としての人間の尊厳が（世界中の人々に「事前に分かちもたれた」ものとして）普遍的妥当性をもつことがすでに前提されており、その結果、世界市民たちの政治参加が不要とされることになるが、こうした議論が問題含みのものであることは、人権のイデオロギー的機能に関するハーバーマス自身の議論を用いることで、明らかにした通りである。つまり、人間の尊厳の普遍的妥当性を前提するハーバーマスの議論が、世界市民的体制を構想するうえで、好ましくならぬ帰結をもたらすことが、ほかならぬハーバーマス自身の議論によって示されたのだから、ハーバーマスとともにハーバーマスに反対して考えることが必要であることは、もはや言うまでもない。

[参考文献]

- Bundesverfassungsgericht, »Urteil vom 15. Februar 2006«, https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Entscheidungen/DE/2006/02/rs20060215_1bvr035705.html (最終閲覧：2025年9月2日)
- Habermas, Jürgen, *Die Einbeziehung des Anderen*, Suhrkamp, 1999 [1996] (=EA).
- , »Der interkulturelle Diskurs über Menschenrechte«, in: Brunkhorst, Hauke, Köhler, Wolfgang R., Lutz-Bachmann, Matthias (Hg.), *Recht auf Menschenrechte*, Suhrkamp, 1999, S. 216-227.
- , *Wahrheit und Rechtfertigung*, Suhrkamp, 2004 [1999] (=WR).
- , *Zur Verfassung Europas*, Suhrkamp, 2011 (=ZVE).
- Niederberger, Andreas, »Braucht die Kantische Rechtsphilosophie die Menschenwürde?«, in: Mosayebi, Reza (Hg.), *Kant und Menschenrechte*, De Gruyter, 2018, S. 81-99 (=KM).
- Sensen, Oliver, "Kant's Conception of Human Dignity", in: *Kant-Studien*, Vol. 100, De Gruyter, 2009, pp. 309-331.
- , *Kant on Human Dignity*, De Gruyter, 2011.
- Waldron, Jeremy, "Dignity and Rank", in: *European Journal of Sociology*, Vol. 48, 2007, pp. 201-237.
- 崔昌幸「ハーバーマスにおける人権論はいかに変容したか——人間の尊厳の概念の受容を通して——」『ソシオロジ』69巻3号、社会学研究会、2025年、3－21頁。
- 中村健吾「人間の尊厳と人権—— J. ハーバーマスのエッセイを手がかりにして——」『経済学雑誌』116巻3号、大阪市立大学経済学会、2015年、67－96頁。
- 速水淑子「J. ハーバーマスにおける世界社会の立憲化構想——人権・デモクラシー・連帯——」『ヨーロッパ研究』23巻、東京大学大学院総合文化研究科附属グローバル地域研究機構ドイツ・ヨーロッパ研究センター、2024年、43－58頁。
- 舟場保之『未完のプロジェクトとコミュニケーション』晃洋書房、2023年。

(大学院博士後期課程学生)

Die Menschenwürde und die weltbürgerliche Verfassung: ein Versuch, mit Habermas gegen Habermas zu denken

Hidetoshi SAKIYAMA

Das 2011 von Jürgen Habermas veröffentlichte Buch *Zur Verfassung Europas*, enthält neben dem „Anhang“ noch zwei weitere wichtige Abhandlungen. Die eine thematisiert eine mögliche EU-Verfassung und die andere das Konzept der Menschenwürde. Ungeachtet ihrer auf den ersten Blick unterschiedlichen Inhalte, haben diese beiden Abhandlungen im Hintergrund ein gemeinsames Interesse: nämlich jenes der Konstitutionalisierung des Völkerrechts. Beide Abhandlungen können daher jeweils als Darstellung der Bedingungen für die Verwirklichung eines „kosmopolitischen Rechtszustands“ oder einer weltbürgerlichen Verfassung verstanden werden. Fraglich ist jedoch, ob eine Auseinandersetzung mit der Menschenwürde einen tragenden Anhaltspunkt für die Konzeption einer weltbürgerlichen Verfassung liefern kann.

Um diese Frage zu beantworten, werde ich einleitend drei verschiedene Paradigmen zum Würdebegriff kurz erklären (1). Sodann möchte ich argumentieren, zu welchem Paradigma der von Habermas vertretene Würdebegriff gehört (oder nicht gehört) (2). Schließlich werde ich mich mit Habermas' Konzeption einer weltbürgerlichen Verfassung auseinandersetzen und erläutern, weswegen seine Annahme einer allgemeinen Gültigkeit der Menschenwürde zu einer problematischen Konsequenz führt (3).